

1. 基本方針

法改正（介護保険、働き方改革等）に伴い法的根拠に基づく規程や規則の改正について、理事会の承認や職員への説明を行い書類整備に努めてきた。

また、人材確保においても、補助金を活用しPRを行ってきた。

2. 具体的な内容

① 各種規則等の見直しと点検

就業規則、臨時雇用職員管理規則、給与規則、育児・介護休業等に関する規則の一部改正。

② 後方支援の役目を担う

新型コロナ禍により全体会が開催できないため、家長会議等において規則改正やコロナ予防等、重要な事項について説明を行ってきた。

また、分からない場合でも個別にも対応する等、後方サポートを行ってきた。

③ 財源の維持確保

適切な予算収支の執行

補助金の有効活用や無駄を省き適切な支出に心掛けてきた。

④ 人材確保

昨年に引き続き広報と呼掛けを実施。

求人登録や求人説明会は勿論のこと、専門学校訪問等を含め人材確保に努めてきた。また、福島県被災地介護施設再開等支援事業補助金を活用しPR活動の展開。

3. その他

必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の事務所内での勉強会を実施。

（介護保険の法改正について資料配布。また、各種マニュアルの改正や点検）